



ルールとマナーを守り住み良い町にしましょう!!
みんなで確認!!実行!!

回覧

年末の交通安全町民運動

期間

令和3年12月11日~12月31日



飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止

●飲酒運転は犯罪です。NO

「飲酒運転は絶対しない、
させない、許さない、
そして見逃さない。」



ことを徹底しましょう。

- 飲酒運転を見かけたら、必ず110番通報をしましょう。
- 二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。

●妨害運転 (あおり運転) は犯罪です。

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。



子供と高齢者の交通事故防止

- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、対向車、先行車がいない状況でのハイビーム活用に努めましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
- 歩きスマホ・ながら運転はやめましょう。



- 高齢運転者の方は、身体機能の変化に応じた安全な運転を心掛けましょう。



自転車の安全利用の推進

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。※
- 自転車保険に加入しましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を着装しましょう。



●自転車は、車両です。

見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止するなど安全な速度と方法で進行しましょう。

※自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用



☆交通安全協会では、皆様の会費を活用し、高齢者と子供等地域住民の交通事故を防止するため交通安全教室の開催、チャイルドシートの無料貸し出し等、地域の交通事故防止を推進しています。

大木町・大木町交通安全対策協議会・筑後警察署・大川大木交通安全協会